

商工中金からのお知らせ

SHOKO CHUKIN BANK



人を思う。未来を思う。

商工中金

2023年3月24日

商工中金

未利用口座管理手数料の新設および預金規定の改定について

平素は格別のご高配を賜りまことにありがとうございます。

この度、商工中金は、長期間ご利用のない預金口座（以下「未利用口座」）が不正に利用されることによる被害を未然に防止するため、「未利用口座管理手数料」を新設するほか、対象となる口座の残高が同手数料に満たない場合に自動解約となる取扱いを開始します。また、本手数料の新設に併せて、預金規定を改定します。

今後とも、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 未利用口座管理手数料の概要

取扱開始日	2023年5月1日（月）
未利用口座適用対象	普通預金（含む総合口座）※1で、最終のお取引（入出金等）から2年以上お取引のない※2口座 ※1 2023年4月28日（金）以前に開設された口座を含みます。 ※2 本手数料取扱開始前の期間は計算期間に含めません。また、利息入金、本手数料の引落しはお取引に含まれません。
手数料金額	年間1,320円（消費税込み）
手数料対象外となる条件	<ul style="list-style-type: none">対象口座残高が10,000円以上である場合同一お取引先番号で定期預金の残高が1円以上ある場合同一お取引先番号でお借入残高が1円以上ある場合
手数料の引落し	対象となるお客さまのお届け住所に、引落しの3か月前を目処に書面でご案内します。ご案内後、ご利用またはご解約等の手続きがない場合に対象口座から本手数料を引落しします。 ※ 送付した「ご案内」が延着しまたは到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
初回の手数料引落しおよび解約日	2025年8月を予定
口座解約について	<ul style="list-style-type: none">お客さまの口座残高が本手数料未満の場合は残高全額を本手数料の一部として引き落としのうえ、同口座を解約いたします。不足分の請求はありません。なお、ご負担いただいた本手数料の返却、および解約後の口座の再利用はできかねますのでご了承ください。

2. 未利用口座管理手数料の導入に伴う預金等関連規定の改定

(1) 改定対象の規定等

普通預金規定、総合口座取引規定

(2) 改定内容

未利用口座管理 手数料条項 の新設	<p>【未利用口座管理手数料】</p> <p>(1) この預金が、次の各号のすべてに該当する場合、この預金口座を未利用口座とし、当金庫が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</p> <p>① 当金庫が別途表示する一定の期間、利息決算以外の預入または本条に定める未利用口座管理手数料以外の払戻等、所定の利用がない場合</p> <p>② 当金庫が別途表示する一定の金額に満たない場合</p> <p>(2) 当金庫は、未利用口座管理手数料を、未利用口座から払戻請求書によらず当金庫所定の方法により引落しのうえ充当できるものとします。</p> <p>(3) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は当該預金残高全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなく当該未利用口座を解約することができるものとします。</p> <p>(4) 前項の規定により、キャッシュカード等が発行されている口座が解約された場合は、当該キャッシュカード等の磁気ストライプ部分および IC チップ部分を切断し廃棄してください。</p> <p>(5) 一度支払われた未利用口座管理手数料は、返却いたしません。また、第3項の規定により解約された未利用口座の再利用の求めには応じられません。</p>
-------------------------	---

(3) 改定時期

2023年5月1日（月）

(4) 改定後規定（2023年5月1日（月）以降に反映）

[普通預金規定](#)

[総合口座取引規定](#)